

さいたま地方裁判所 御中

事件番号令和2年(ワ)第2509号

損害賠償請求事件

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー 代表者 代表取締役大竹誠一

被告 天羽優子

準備書面4

令和3年9月12日

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー 代表者 代表取締役 大竹 誠一



1. 令和3年8月26日に次亜塩素酸水の空間噴霧が人体に安全であるとの科学的根拠が発表された。これで被告の次亜塩素酸水の空間噴霧は有害との主張は崩れた。(証拠 証3号証参照方)

2. 被告準備書面2に対する反論

異議あり。原告に著作権があると主張する、原告が書いた文章は株式会社ウルフアンドカンパニー 代表者 代表取締役 大竹誠一であるから、会社名が入っていてもでも法人・個人の両方に認められてる。

民事も刑事も同じと主張する。

原告はインターネット上で、被告に著作権のある文章を引用され、取引先から「貴社、裁判になっているの？」言われたり、裁判沙汰するような会社と取引できないなどの精神的苦痛と、原告の会社への損害を受けています。

証拠説明書

1.第3号証 令和3年8月26日に次亜塩素酸水の空間噴霧が人体に安全であるとの科学的根拠が発表された。

